

人事統計報告に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○人事統計報告に関する内閣府令(昭和四十一年総理府令第三号)

改正後	改正前
<p>(非常勤職員在職状況統計報告)</p> <p>第五条 非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における非常勤職員(法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。)の在職状況について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第五により、七月二十日までに作成するものとする。</p>	<p>(非常勤職員在職状況統計報告)</p> <p>第五条 非常勤職員在職状況統計報告は、七月一日現在における非常勤職員(法第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。)の在職状況(人事院規則一五―一五(非常勤職員の勤務時間及び休暇)(以下「人規一五―一五」という。))第二条の「日々雇い入れられる非常勤職員については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とする。」)について、職名別に現在員数を調査集計し、別記様式第五により、七月二十日までに作成するものとする。</p>

様式第5

非常勤職員在職状況統計報告

官署名			平成 年 月 日 現在		作成責任者官職氏名	
職名	現在員数				計	備考
	A		B			
	イ	ロ	イ	ロ		
事務補助職員						
技術補助職員						
技能職員						
労務職員						
医療職員						
教育職員						
専門職員						
統計調査職員						
観測監視等職員						
委員顧問参与等職員						
その他の職員						
計						

備考

- 「現在員数A」の欄 人事院規則八―一二（職員の任免）第四条第十三号の期間業務職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。  
 イ 常勤職員に準じた勤務形態で勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月以上である職員  
 ロ イ以外の職員
- 「現在員数B」の欄 期間業務職員以外の非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。  
 イ その職員について定められている任期が六月以上であるもの及び任期の定めのない職員であつて引き続き六月以上勤務したもの  
 ロ イ以外の職員
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

後  
正  
改

様式第5

非常勤職員在職状況統計報告

官 署 名			平成 年 月 日 現在		作成責任者官職氏名	
職 名	現 在 員 数				計	備 考
	A		B			
	イ	ロ	イ	ロ		
事務補助職員						
技術補助職員						
技能職員						
労務職員						
医療職員						
教育職員						
専門職員						
統計調査職員						
観測監視等職員						
委員顧問参与等職員						
その他の職員						
計						

備考

- 「現在員数A」の欄 人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。  
イ 常勤職員に準じた勤務形態で勤務した日が十八日以上ある月が引き続き六月以上である職員  
ロ イ以外の職員
- 「現在員数B」の欄 人規一五一一五第二条のその他の非常勤職員について、次のイ及びロの区分ごとに、それぞれの現在員数を記入すること。  
イ その職員について定められている任期が六月以上であるもの及び任期の定めのない職員であつて引き続き六月以上勤務したもの  
ロ イ以外の職員
- 「現在員数A」の欄に記入する人規一五一一五第二条の日々雇い入れられる非常勤職員の現在員数については、七月一日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日における在職状況とすること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。